

公立野辺地病院指定居宅介護支援重要事項説明書

令和7年4月1日 現在

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 概要

(1) 事業所概要

事業所名称	公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所
所在地	青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12
代表者	管理者 小塚 八重子
電話番号	0175(64)3211(代表) 0175(65)2115(直通)
FAX番号	0175(65)2117
事業所番号	指定居宅介護支援事業者番号 (0272501990)
サービス提供地域	野辺地町

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤・兼務	合計	業務内容
管理者	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名	1名	業務の管理 居宅支援業務
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士 栄養士	2名	2名	居宅支援業務

(3) サービスの提供時間

平日	午前8時15分～午後5時
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※当事業所は「特定事業所加算」を算定しており、電話等により、24時間連絡可能な体制を確保しております。

2. 事業の目的

- (1) 指定居宅介護支援事業所が行う事業の適正な運営を確保するため、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

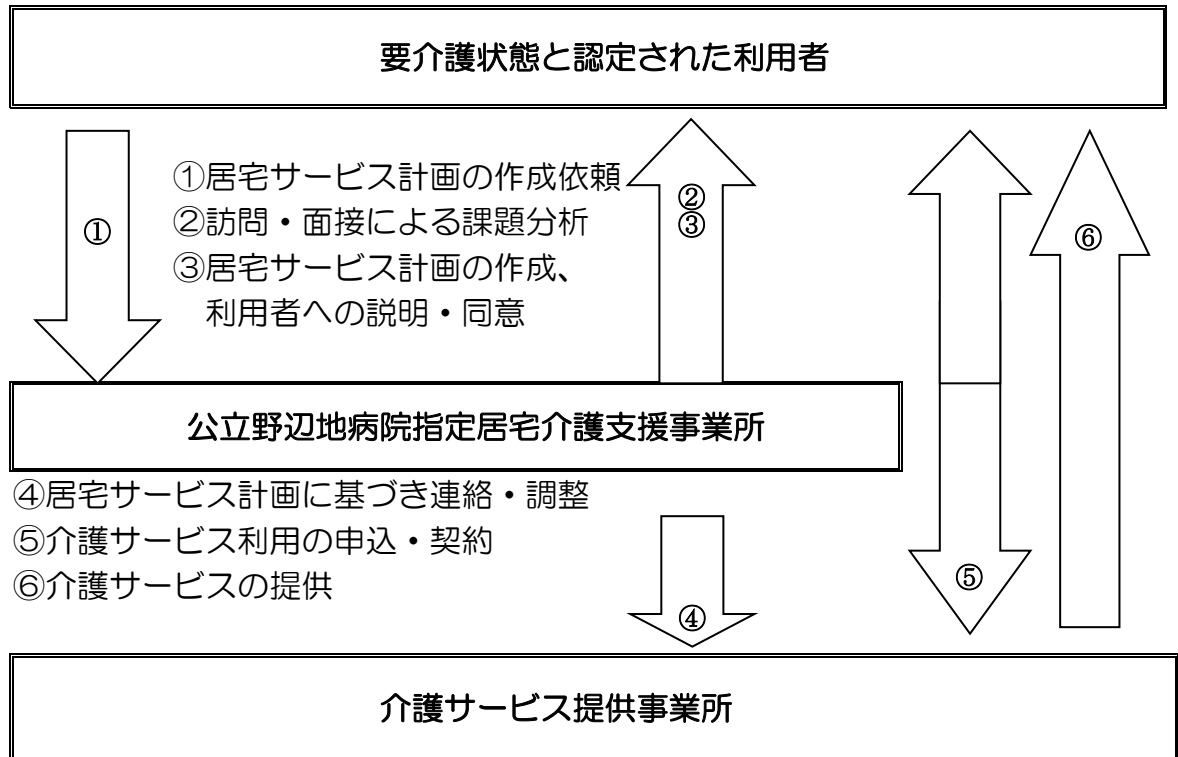
3. 運営の方針

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- (2) 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう援助を行うものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4. 事業の提供方法、内容、利用料等

(1) 提供方法



(2) サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成、担当者会議開催
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

(3) 利用料等

要介護認定を受けられた方は、原則として介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、月ごとに下記の金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。

この「サービス提供証明書」を後日、市町村の窓口へ提出することで、払い戻しを受けることができます。

① 基本料金

居宅介護支援費（I i）

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	10,860円 /月	14,110円 /月

居宅介護支援費（I ii）

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人以上である場合、45人以上60人未満の部分	5,440円 /月	7,040円 /月

居宅介護支援費（I iii）

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人以上である場合、60人以上の部分	3,260円 /月	4,220円 /月

※居宅介護支援の業務が適切に行われない場合は、運営基準減算として上記金額の100分の50となります。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には算定できません。

※居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合には、特定事業所集中減算として、上記金額より2,000円が減額となります。

※中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援をおこなった場合は所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算します。

※利用者やその家族に対して、複数の居宅サービス事業所の紹介や、ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しない場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を減算します。

※業務継続計画未実施減算として、基準に適合していない場合所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。（但し、令和7年4月1日から適用）

※高齢者虐待防止措置未実施減算として基準に適合していない場合所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

※身体拘束廃止未実施減算として、基準に適合していない場合所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

②加算料金

特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円 /月
------------	-----------

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出を行い、居宅介護支援を行った場合に1月につき算定となります。

初回加算	3,000円 /月
------	-----------

※新規に居宅サービス計画を作成した場合、2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合に加算となります。

入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円 /月
--------------	-----------

入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円 /月
--------------	-----------

※入院時情報連携加算（Ⅰ）は、介護支援専門員が入院当日に情報提供（提供方法は問わない）を行った場合に加算となります。

※入院時情報連携加算（Ⅱ）は、介護支援専門員が入院翌日又は翌々日に情報提供（提供方法は問わない）を行った場合に加算となります。営業時間外の入院の場合は入院日から起算し、3日後が営業日でない場合は、その翌日も含みます。

退院・退所加算（連携1回）	4,500円 /月（カンファレンス参加 6,000円）
退院・退所加算（連携2回）	6,000円 /月（カンファレンス参加 7,500円）
退院・退所加算（連携3回）	（カンファレンス参加 9,000円）

※退院等に当たって病院、診療所、介護保険施設等からの必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算となります。ただし、連携3回を算定できるのは、そのうち1回以上、入院中の担当医等との会議に参加して在宅での療養上必要な説明を行った上に限りです。初回加算を算定する場合は加算できません。

通院時情報連携加算	500円 1回が限度/月
-----------	--------------

※医師（歯科医師を含む）の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合に加算となります。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円 2回が限度/月
-----------------	----------------

※病院又は診療所の求めにより、当該の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算となります。

ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
-----------------	--------

※在宅で死亡した場合、終末期の医療やケア方針の意向を把握した上で死亡日の14日以内に2日以上訪問し、状態の変化やサービス変更の把握し記録、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合に加算となります。

看取り期におけるサービス利用前の相談、調整等に係る評価

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったもののサービス利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同時に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(4) その他

利用者負担額及びその他費用については、利用月ごとに15日までに前月分の請求をいたしますので、すみやかにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

(5) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事

業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能なものとします。

(6) 当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の計画割合について、契約時に別紙にて提示させていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②当事業所の都合で人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・医療機関に入院した場合。

※当事業所での利用再開につきましては、利用者様とご家族様の意向、各保険者の対応を確認した上で、再契約をせず対応させて頂く場合がございます。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合、介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談下さい。
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合利用者及びその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了できます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを延滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払わない場合、又は利用者及びその家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者 公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所 管理者 小塚 八重子

電話 0175-64-3211 (代表)

0175-65-2115 (直通)

FAX 0175-65-2117

受付日 月曜日から金曜日まで(ただし、祝日・12月29日~1月3日を除く)

受付時間 午前8時15分~午後5時

(2) 第三者評価の実施について

- ・当事業所では福祉サービス第三者評価を受審しておりません。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- ・野辺地町 介護・福祉課（電話 0175-64-2111）
- ・青森県国民健康保険団体連合会（電話 017-723-1301）

7. 緊急時の対応方法

居宅介護支援の提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、家族、関係居宅サービス等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、家族、居宅サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 秘密の保持について

当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を第三者には漏らしません。

利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

10. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続及び非常時における早期の業務再開を図るための計画の策定、研修及び訓練を実施します。

当事業所では当院の業務継続計画（BCP）に沿って対応していきます。

11. 感染症対策の強化

感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの観点から、当事業所では当院の感染症対策委員会に付随し、定期委員会への出席、指針の整備、研修等を実施します。

12. 虐待の防止のための措置について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、当事業所では当院医療安全管理委員会に付随し、定期委員会への出席、指針の整備、研修等を実施します。

虐待を発見した場合には、高齢者虐待防止法に則り、保険者または包括支援センターへ速やかに通報します。

13. 身体拘束等の適正化の推進

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、指針とマニュアルに基づき、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14. ハラスメント予防対策の強化

職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止の為、「事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発」「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」を行います。その他、被害者への配慮のための取り組み、被害防止のための取り組みを行うため、当院で開催される研修会等の参加を実施します。

15. その他

不明な点がありましたら、担当介護支援専門員や当事業所等にご相談ください。